

関市自治基本条例推進審議会運営規程の制定について

関市自治基本条例推進審議会運営規程を次のように定める。

関市自治基本条例推進審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、関市自治基本条例推進審議会規則（平成27年関市規則第14号）第5条の規定に基づき、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検証)

第2条 審議会は、おおむね5年ごとに、関市自治基本条例（平成26年関市条例第40号）が社会情勢の変化に対応し、かつ、その実効性が担保できているかどうかを検証するものとする。

附 則

この規程は、令和6年8月5日から施行する。